

10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

区 分		数 量 ・ 件 数 (k l)
引 取 数 量 ①		218,644
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		61,035
差 引 ①-② ③		157,609
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	1,452
	元 売 業 者 0.3/100	37
	計 ④	1,489
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤		156,120
申 告 納 付 等 の 分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 ( 法 144 の 2 ③ )	
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 ( 法 144 の 2 ④ )	
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	
炭 化 水 素 油 の 消 費 量 ( 法 144 の 2 ⑤ )		
課 税 対 象 と な ら な い 数 量		
み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量 ( 法 144 の 3 ① V )		0
課 税 対 象 と な ら な い 数 量		
み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 輸 入 量 ( 法 144 の 3 ① VI )		
そ の 他		5,185
課 税 対 象 と な ら な い 数 量		4,567
計 ⑥		5,185
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 ⑦		4,567
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧		618
合 計 ⑤+⑧		156,738

区 分		数 量 ・ 件 数 (件)	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	
		登 録 数	17
		事 務 所 等 の 数	7
特 約 業 者	特 約 業 者	本 店 の 数	58
		登 録 数	118
		事 務 所 等 の 数	228
計	計	本 店 の 数	58
		登 録 数	135
		事 務 所 等 の 数	235
仮 特 約 業 者	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	1
		事 務 所 等 の 数	1
そ の 他 の 者	そ の 他 の 者	本 店 の 数	
		事 務 所 等 の 数	

- (注) 1 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう(法144の14③)。
- 2 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①Ⅰ)、元売業者の自己消費(法144の3①Ⅱ)、免税軽油の譲渡(法144の3①Ⅲ)、免税軽油の用途外使用(法144の3①Ⅳ)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の22④(法144の25⑤の準用含む))により課税された軽油の合計数量をいう。
- 3 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①Ⅰ)及び元売業者の自己消費(法144の3①Ⅱ)によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。



区 分	免税軽油 使用者数 等 ①	数 量 ② (k l)	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発		
			件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	
											件 数
法 附 則 第 十 五 二 条 の 二 の 関 係 一 項	電気供給業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汽力発電装置の助燃										
	ガスタービン発電装置										
	地熱資源開発事業										
	鉱物の採掘事業	29	4,676								
	とび・土工工事業	7	66								
	鉱さいパラス製造業										
	港湾運送業	6	254								
	倉庫業										
	貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一種貨物利用運送事業										
	第二種貨物利用運送事業										
	鉄道貨物積卸業										
	航空運送サービス業	3	52								
	廃棄物処理事業	9	146	24	308	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	3	17								
	地方公共団体の長の許可等を受けた者	6	129	24	308						
	国土交通大臣の許可を受けた者										
	木材加工業	39	490								
	木材市場業	10	228								
パークたい肥製造業	2	22									
索道事業											
小計 ⑧	3,733	30,993	24	308	9	221	4	202	0	0	
アメリカ合衆国軍隊関係 ⑨											
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ⑩											
合 計 ⑧+⑨+⑩	3,783	61,035	24	308	9	221	4	202	0	0	